

平成30年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程〔第2号〕

平成30年3月12日(月曜日) 午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 第1号議案から第29号議案まで、報第1号及び報第2号

質 疑

委員会付託

日程第2 予算審査特別委員会の設置及び委員選任

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（18名）

1 番	安 達	かずみ
2 番	中 尾	勉
3 番	黒 田	健 一
4 番	甲 斐	明 美
5 番	井ノ口	憲 治
6 番	阿 部	輝 之
7 番	土 谷	信 也
8 番	近 藤	紀 男
9 番	成 重	博 文
10 番	安 達	隆
11 番	松 本	博 彰
12 番	河 野	徳 久
13 番	安 東	正 洋
14 番	北 崎	安 行
15 番	河 野	正 春
16 番	山 本	博 文
17 番	菅	健 雄
18 番	大 石	忠 昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	水 江 和 徳
総括主幹兼庶務係長	次郎丸 浩 一
議事係 長	板 井 保 明
主任主 査	小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木 敏 夫
-----	---------

副 市 長	堤 隆
総 務 課 長	佐 藤 之 則
財 政 課 長	飯 沼 憲 一
企 画 情 報 課 長	藤 重 深 雪
地 域 活 力 創 造 課 長	川 口 達 也
税 務 課 長	近 藤 幸 一
市 民 課 長	都 甲 賢 治
保 険 年 金 課 長	丸 山 野 幸 政
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	安 田 祐 一
ウ ェ ル ネ ス 推 進 課 長	伊 南 富 士 子
人 権 ・ 同 和 対 策 課 長	清 水 栄 二
環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農 業 ブ ラ ン ド 推 進 課 長	藤 原 博 文
耕 地 林 業 課 長	後 藤 洋 治
建 設 課 長	永 松 史 年
上 下 水 道 課 長	早 尻 真 一
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	尾 形 稔
地 域 総 務 二 課 長 兼 水 産 ・ 地 域 産 業 課 長	
	大 力 雅 昭
消 防 課 長	宗 高 徳
総 務 課 課 長 補 佐 兼 秘 書 係 長	
	都 甲 さ お り
総 務 課 総 務 法 規 防 災 係 長	近 藤 毅
教 育 委 員 会	
教 育 課 長	河 野 潔
教 育 庁 総 務 課 長 兼 地 域 総 務 一 課 長	
	安 藤 隆 治
教 育 庁 学 校 教 育 課 長	小 川 匡
教 育 庁 文 化 財 室 長	板 井 浩
農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 々 木 真 治
選 挙 管 理 委 員 会 ・ 監 査 委 員 事 務 局 長	
	土 谷 恒 男

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程第1、第1号議案から第29号議案まで、報第1号及び報第2号を一括議題といたします。

初めに、議員各位にお知らせをします。

質疑及び質問に関連して、4番、甲斐明美君及び18番、大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出があ

3月12日

りましたので、ご了承願います。

議案質疑通告表の順序により、18番、大石忠昭君の発言を許します。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。

今回の議会には、佐々木市長にかわりましてから初めての、145億円の一般会計当初予算を始め、国保や介護など特別会計が9本、条例改正など合わせて29号議案が付託されておりまして、当初予算については20日の予算委員会で議論をしますが、その他膨大なものがありますけれども、一通り読んでみました。質問時間が1時間ということですので、ほんの少ししかやりませんが、私も市民の利益を第一に、市民の暮らしを守る立場から、要領よく質問をしたいと思っております。資料もいろいろいただいておりますので、答弁のほうも市民にわかりやすく簡明に答えてもらえたらと思っております。

それでは、最初は国保の特別会計ですけれども、朝、議長にお願いをしまして、その後、後期高齢者となっています。国保の予算、国保の条例、今度は介護の予算、介護の条例というふうに、順序を変えてもらうことになりましたので、よろしくお願いたします。

最初は、国保会計についてであります。

今回の総額が30億円になります。財政の主体責任が県にかわることもありまして、後期高齢者医療の負担金などのシステムが変わるといことも理解できます。しかしながら、問題なのは、市民の皆さんとお会いしても、自分たちの収入に比べて国保税が高い、何とかならんかい、佐々木市長にかわったんじゃから少しは私たちの気持ちをわかってくれるんじゃないかという声も多いんです。ところが、私なりに分析してみましたら、今度の30億円の予算の中には、法定外の一般会計からの繰り入れがゼロになっているんです。これまでずっと繰り出しをしてきましたので、繰り出しをすればその分国保税の引き下げができると思うんですけど、それができないのか、そうすべきではないかと思うんですけども、どうかということが一つです。

2つ目が、財政面で今度有利になったのが、私ども日本共産党の国会議員や大分県からも厚生労働省も毎年のように掲げてまいりましたけども、ついことしの4月からは子どもの医療費助成をやっている自治体に対するペナルティがついておったんだけ

ども、これが就学前までについては免除しないと。年額で、全国的には68億円がそれぞれの市町村で有利になることになりまして、4月から。その内豊後高田市では、どれぐらいの国庫負担の影響額があるのか。その活用方法などは、この予算の中ではどう反映されているのかをお尋ねします。

3つ目が、保険給付費が前年度に比ばまして2億3,000万円減額になっているんです。やっぱり健康寿命大分県一を目指して、担当課長を先頭に執行部も一体となって健康づくりに取り組んでいる結果が出たんじゃないかな。確かに被保険者が減っていることでもありますけれども、給付費の減額と健康づくり事業の整合性について説明してもらえたらと思っております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長、丸山野幸政君。

○保険年金課長（丸山野幸政君） それでは、第2号議案に関するご質疑にお答えをさせていただきます。

1点目の国保税引き下げについてでございます。

今回、大分県が示した本市の標準保険料率では、本市の1人当たり保険税必要額は、現行より3,166円引き上げる必要があるとの算定結果となりましたが、市長が提案理由説明で申し上げましたとおり、加入者の皆さんのご負担の増を配慮いたしまして、平成30年度は市独自の税率改正は行わず、据え置きで対応していきたいというふうに考えております。

税率据え置きに伴う特別会計の不足財源につきましては、保健事業に係る経費の一部を一般会計から繰り入れ、その他の不足財源は何か特別会計の中でやりくりをして、運営の努力をしていきたいというふうに考えております。

そのため、法律で定められていない繰り入れをさらに行い、それを財源とした保険税の引き下げを行うことは考えておりません。

次に、未就学児の子ども医療費助成に係る国庫負担の減額調整措置の見直しに伴う影響額と、その財源の活用に関するご質疑にお答えをさせていただきます。

平成30年度の本市の影響額は、約130万円を見込んでおります。この見直しに伴い、生じた財源につきましては、ウェルネス推進課所管の新規事業であります乳児を対象としたロタウイルスの予防接種助成に係る経費に活用するというところで、内部で整理をいたしております。

次に、保険給付費の減額と保健事業に関するご質疑にお答えをいたします。

平成30年度の保険給付費は、県のほうで推計されたものを基本的に予算計上をいたしております。

対前年比、2億2,961万3,000円の減額の要因でございますが、平成30年度の推計は、薬価の改定等で医療費が全国的に落ち着いた平成28年度を参考していること。それから、社会保険加入条件の緩和等による被保険者数の減など、いろんな要因があると考えております。

その前提を踏まえて、保健事業との関連ですが、高齢化等による医療費の自然増が続く中で、平成28年度は議員の皆様にお手元に配付しております資料の1ページのとおり、本市を含めましてほとんどの自治体で1人当たり医療費が下がっております。これは、新型薬品の薬価改定の影響等も大きいというふうに言われております。

こうした中で、医療費の順番という観点で見ますと、これまで本市は県内で高いほうから数えて4番目ないしは5番目ぐらいに位置しておりましたが、平成28年度は低いほうから数えて6番目というふうになっております。

また、平成29年度の12月の状況は、県平均で前の年に比べて4%程度伸びておりますが、本市は約半分の2%程度の伸びとなっております、引き続き低いほうから6番目の状態をキープしております。

医療費の増減は、いろんな要因がありますので、保健事業との関連は一概には言えませんが、特定健診受診率、特定保健指導終了率の向上等、年々積み上げていく中で、例えば健診受診者の方の内、メタボ該当者や高血圧に該当する方の割合が緩やかに減少しているというデータもございます。

国保は、昨年から団塊世代の方が70歳を迎え、医療費の自然増が避けられない状況にあると考えられますが、引き続き保健事業に力を入れ、皆さんの健康を第一の目的としまして、運営の努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 一般会計からの繰り入れが今回ゼロになっているじゃないかと、でも、今回は考えていないという答弁だったんです。資料を見てもおわかりのように、大きいときには、国保の繰入額は1億4,200万円を超えたこともあるんです。5年間の平均で五千百数十万になるんです。私の計算で

は、5,800万円ほど入れば、被保険者1人当たりで1万円の年額の国保税が下がることができるんです。それができないかということ、もう一度市長にお尋ねしたいんですけども。

後で述べたいと思いますが、なぜそれを言いたいかと。今課長からありましたように、私もけさ4時から勉強をしまして、はっきりしたことがあるんです。それは、大分県18市町村の中で、今課長が述べたように、1人当たりの医療費が県下で4番から5番と高かったんです。当時、宇佐市がぽっと下がったことがあるんです。どうして下がったかということで、いろいろ調査をしました。共産党議員団でも宇佐市のいろんな施策の勉強をしました。その当時、この議会でも宇佐に学んだらどうかという議論をしまして、当時の課長も宇佐のことも研究して取り入れたりとかいう趣旨の答弁があったと思います。その後も、本当に担当課の皆さんは努力をされまして、ここにありますように、この5年間の中で医療費が減ったのは豊後高田市だけなんです。減っているんです。あとのところは、4万円も5万円も上がっているんです、1人当たりにして。下がったのに、何で国保税が上がるんかと。県の試算云々という答弁がありました。県の試算では三千幾らか上がるんだけれども、市長が何とか市民のことを考えて、据え置きにすることになったんだということです。

大分県では、ほとんどのところが据え置きです。引けていないところもあります、全部調べておりますけれど。だから、そうじゃなくて、国保税というのは仕組みが医療費がかかればかかるだけ、その市町村別の国保税が高くなる仕組みになっているんです。医療費は5年間でマイナスになったんです。ほかは全部上がっているんです。なぜ国保税を思い切って下げられないかと思うのは当然だと思うのです。今の事態では一般会計から繰り入れするしかないんです。その辺できないか、もう一回聞きます。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長、丸山野幸政君。

○保険年金課長（丸山野幸政君） それでは、再質疑にお答えをさせていただきます。

先程お答えしましたように、本来税率を上げるべきところを、何とかやりくりして据え置きで努力をしていこうというものでありますので、それ以上に市のお金を入れて税率を引き下げることについては、考えておりません。

以上でございます。

3月12日

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間がないので余りやれないんですけども、一方では医療給付費が2億3,000万円減額しておるんです。その理由はさっき述べられました。薬価の問題などもあります。下げるのが当然なんですけれども。時間がありませんので、条例との関係で質問を発展させたいと思います。

ペナルティが廃止されて、68億円を全国の市町村が有利になったと、子どもの医療費の無料化を実施しているところの話です。それが豊後高田については幾らか金額が出ないというもおかしな話なんです。これまでの質問では、幾らペナルティがついてますという答弁をされたことがあるんです。そこが議論の中心じゃないからとめておきます。

次に行きます。

国保税でいくなら、佐々木市長、実は合併後3年たったときに大幅値上げをしたんです。この上げ幅というのは、わかりやすいならば低所得者、一番低い層、そして多い階層なんです。特に香々地の方が大変だったんです。香々地は1人当たり、2人世帯でいきましたら1万2,500円上がったんです。合併する前に比べたら56%上がりました。真玉の場合でも1万1,900円で、52%上がった。旧豊後高田の場合は8,400円上がって、31.8%上がっているんです。

県の試算はこうなんだけれど、それより下げたんだからいいやないかという論なんです。12月の議会でも、県の試算では下から何番目だから大したことないという理解なんですけど、市民にとっては大変な問題なんです。

次の質問で、一つは条例改定については県が試算をした標準税率はあくまでも参考で、その上市町村が独自に検討をして条例改定をやっているわけです。引き下げたところもあり、ほとんどのところが据え置きになっているんです。私は税率を下げてもらいたいと思うんだけど、下げられない理由についてあるならば、聞かせてください。うちは据え置き、私は下げるべきだということで、これが1点。

それから、2つ目の問題は減免制度についてなんです。

これも前回の質問で課長が言うのは、全県的に検討しているということだったが、検討結果ではどういうことになるのか。私が要求しているのは、やはり大分とか別府とか宇佐に倣って、市独自で要綱を定めて、こういう方については条例ではこういう税率になっているけれども、あなたの税金はこう下が

りますよという市独自のものをつくるべきじゃないかということを要求し続けているんです。

今回の条例を見ても、そういうことになっていないんです。一応条例は変わりました。変わっているけれども、その点はどう市民にとって有利になったのかがわかれば説明してください。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長、丸山野幸政君。

○保険年金課長（丸山野幸政君） それでは、第21号議案に関するご質疑にお答えをさせていただきます。

1点目の他市との比較についてでございますが、新制度における今回の県の算定結果では、本市の1人当たり保険税必要額は12万3,605円となっております、前回と同様に県内で低いほうから8番目となっております。

なお、国保税の引き下げにつきましては、先程第2号議案のご質疑にお答えしたとおりでございます。

2点目の減免制度に関するご質疑にお答えいたします。

今回の国保広域化に伴い、県内統一とされた減免基準は2点でございます。

1点目は災害時における減免期間、2点目は刑事施設等に收容された方の減免の取り扱いでございます。

今回の条例改正では、2点目の刑事施設等に收容された方の減免について、規則で措置できるように所要の規定の整備を行っております。その他の減免基準につきましては、県と市町村で構成する大分県国民健康保険連携会議で引き続き協議することといたしております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 他市に比べてみて、県が示している指標では下から8番目なんだと、決して豊後高田の国保税は高いものではないと言われました。私は県の試算が適正じゃないのではないかと思います。医療費については、高くないんです。皆さんの努力によって、これは担当課や執行部の皆さんの努力と同時に、市民の協力があって、医療費では上から13番目なんです。下からだったら6番目に下がっているでしょう。

平成29年度の税金をけさ試算してみたんです。全部手計算でやりましたけど、どういうことかと思ったら、標準世帯、4人世帯でご主人が200万円の所得

がある人、奥さんの所得なし、子ども2人の世帯で計算しましたら、豊後高田の据え置きするという条例でいきましたも、新年度その世帯は44万6,100円になるんです。一番高いところは別府で、48万4,800円になります。18市町村の税率で計算してみました。姫島は今度一番上がるんです。一番上がるところで、同じ世帯で26万2,400円で済むんです。何が言いたいかといったら、医療費は大幅に下がった、5年間で下がっているのは豊後高田市だけなのに、4人家族標準世帯で計算したら、豊後高田の国保税は上から8番目に高いんです。ここのところをどう見るかなんです。

確かに医療費が高いところは国保税も高いという現状になっていますけど、高田の場合は医療費が下がったのに、国保税は、県の試算が高いから、県の試算が間違いないんだから、県がこれだけ上げるといって下げたから、それでいいということにならないで、むしろ幾らかでも下げると、5,800万円入れれば、1人当たり1万円下がるんだから下げて、もう少し健康づくりに力を入れたら市民も喜ぶ、市も有利になるんじゃないかと思うんですけど、その辺ができないか。他市に比べてみて、私の計算が間違っているのなら間違っていると指摘してください。

○議長(安達 隆君) 保険年金課長、丸山野幸政君。

○保険年金課長(丸山野幸政君) それでは、再質疑にお答えをさせていただきます。

先程もお答えいたしましたけど、県の算定結果では本市の1人当たり保険税必要額は県内で低いほうから8番目というふうになっております。

今回、新制度における県の算定では、県平均が12万7,767円でございますので、4,162円低い結果となりました。これも医療費が下がったことも1つの効果としてあらわれているのではないかと思います。

このように、県平均よりも低かったということで、今回市独自の税率は据え置きで何とかやりくりできるとの結果になった要因の一つではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) もっと言うなら、隣の宇佐市は医療費は上から6番目に高いんです。ところが、税金は上から4番目です。本当に下のほうなんです。

今回、国保税が高いところを調べてみましたら、豊後大野にしても、臼杵市にしても、杵築市にして

も、津久見市にしても医療費が高いから、国保も全部上のほうです。豊後高田だけが上から13番のところまでなったのに、税は上から8番目なんです。今の税率で4人世帯で計算してみましたら、8番目に高いんです。

だから、市民の間で国保税が高いから何とかしてくれという思いが出るんです。私は12月議会の最後の時に、佐々木市長が下のほうだから問題ないみたいに言うて、3月議会までには議員と相談をしてみようという答弁をしているんです。本当に市民の生活実態からみて、市民も健康づくりに努力をしてきて医療費が下がったのに、国保税は据え置きといい、実際には上から8番目に高いんです。やっぱり下げるしかないと思うんで何とか、今回修正ができれば次の6月に修正をして、豊後高田は下がったという。今度は臼杵は下げるんです。臼杵は介護保険も下げる、国保税も下げるんです。市長がかかわったんだから、少しは変わったなという状況を見せてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長(安達 隆君) 保険年金課長、丸山野幸政君。

○保険年金課長(丸山野幸政君) それでは、再々質疑にお答えをさせていただきます。

先程もお答えしましたように、今回は市独自の税率改正は行わず、据え置きで運営に努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) もう一回いきます。市長の…。

○議長(安達 隆君) 大石議員4回目になります。

○18番(大石忠昭君) 4回目になるかな。条例についてやってるんだけど4回目になるのかな。

○議長(安達 隆君) なります。

○18番(大石忠昭君) はい、じゃあもうひとつの条例の2つ目の減免制度について、私が要求しているのは、市民の皆さんがことしの収入が激減した場合のことなんです。国保税というのは前年1年間の所得によって、ことしの国保税が決まるわけです。それをことしになって病気をしたとか、倒産したとか、事業に失敗したとかあるでしょう。そういう方については、前年よりも2割あるいは3割激減した場合には、国保税も減額しますという趣旨が減免制度なんです。今豊後高田で条例改定をやっているのは、災害時と云々ということがありました。それは

3月12日

日本中どこでもやっています。私が言っているのは、大分とか別府、宇佐、佐伯がやっているように、豊後高田独自で。昨年は収入があったのにことしはないんだから、納められんじゃないかと、滞納させるよりは、その方については要綱をつくって、こういう場合にはこれだけ国保税を下げますというのは、最低つくるべきじゃありませんか。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長、丸山野幸政君。

○保険年金課長（丸山野幸政君） それでは、再質疑にお答えをさせていただきます。

先程もお答えしましたとおり、今回県の災害の減免基準で統一とされた以外の事項につきましても、引き続き県と市町村で構成する大分県国民健康保険連携会議で引き続き協議することといたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） では、私が今述べた収入激減者に対して、特別措置をとるよう努力してもらいたいと思います。

次に行きます。

第3号議案の後期高齢者医療の予算についてであります。

今回、保険料が前年度に比べて約1,736万円増額されています。それだけ特定の方の保険料が上がるんです。特定の方とは、これまで子どもさんなどの扶養に入っておった方が、扶養の時には社会保険には影響しなかったんですけど、今度は後期高齢者では特例措置が廃止、縮小されることによって、影響を受けることになりました。

これは高齢者にとって負担増なんだけど、この負担増が何とか食い止められないかという質問です。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長、丸山野幸政君。

○保険年金課長（丸山野幸政君） それでは、第3号議案に関するご質疑にお答えをさせていただきます。

75歳以上の方の後期高齢者医療保険料は、大分県後期高齢者医療広域連合で運営されており、社会保険の元被扶養者であった方の保険料軽減特例の段階的廃止等も、国の方針に基づき広域連合の議会で決定されておりますので、よろしく願いを申し上げます。

なお、全国市長会では、後期高齢者医療制度の円

滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること等について、国に対して要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 平成29年度に一部特例措置が解消されまして、去年で3倍になったんです。今回また2倍ふえまして、平成28年度に比べたら、先程私が紹介したような方は5倍に保険料が上がるんです。何とか食い止められないかと、今の話では、国に向かって運動していくということですから、佐々木市長も政治力を発揮して、こういう問題で高齢者の負担をふやさないように頑張ってもらえんでしょうか。一言答弁をお願いします。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長、丸山野幸政君。

○保険年金課長（丸山野幸政君） それでは、再質疑にお答えをさせていただきます。

先程第1回目のご答弁で申し上げましたとおり、全国市長会におきまして、国に対して要望しているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 次は、第4号議案、介護保険の予算についてであります。

認知症総合事業について、782万円計上されておりますが、前年度に比べまして85万円の減額になっております。認知症予防活動についても、事業効果をどう図ろうとしているのかが一つ。

もう一つは、保険給付費が前年度に比べて約1億2,000万円減額になっておりますけれども、65歳以上の方々ほうんとすんとも言わず年金から介護保険料を天引きされておりますけれども、特別養護老人ホームに入所せざるを得ない事態になったときに、なかなか市内の施設では待機者がいてすぐには入れないと、市外に回される例もあるんですけど。このように、予算を減らすことになれば、なおさら待機者が希望どおり入所できない状況になると思うんですけど、その辺どう見たいいのでしょうか。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長、丸山野幸政君。

○保険年金課長（丸山野幸政君） それでは、第4号議案に関するご質疑にお答えをさせていただきます。

す。

1点目の認知症総合支援事業についてであります。が、本事業では3つの取り組みを行うこととしております。

まず1つ目の認知症地域支援ケア向上事業は、地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員の人件費等でございます。

認知症地域支援推進員は、市民の皆さんに認知症への理解を深めていただくため、地域サロン等で認知症に関する講話を行ったり、また、認知症サポーター養成講座の際には講師を務め、普及啓発を推進しております。

そして、ご家族の方などから認知症についての相談を受けた際には、関係機関につなげるといった支援も行っております。

次に、2つ目の認知症家族支援プログラム事業は、ご家族の方がお互いの交流を通じて継続的に支え合える場として、介護者の集いなどを実施するものでございます。認知症の人と家族の会大分県支部に委託をし実施しております。介護等に関する知識、技術の習得に向けた講座も行い、ご家族の精神的な支援を行っております。

次に、3つ目の認知症初期集中支援推進事業は、認知症の早期発見、早期対応の取り組みを行う認知症初期集中支援チーム等の活動に係る経費でございます。

この支援チームは、大分県内で最初に立ち上げたもので、認知症が疑われる方やその家族の方の相談に応じて、医療、福祉の専門職が自宅を訪問します。そして、専門医の受診を支援したり、介護サービスを導入したりするといったような、ご本人やご家族への支援等を行っております。

85万円の減額につきましては、人件費の精算の関係でございますので、決して事業を減らすとかそういったことではございません。

次に、2点目のご質疑についてでございますが、平成30年度の各サービスに係る予算額は、平成28年度の決算額、本年度の決算見込み額の2カ年の状況と、第7期計画における計画値等をもとに推計し、計上させていただいております。

保険給付費につきましては、本年度決算見込み額と比較しまして、約4,000万円増の予算を計上させていただいております。

施設入所との関連でございますが、施設には、施設の定員数を65歳以上の高齢者数で割った整備率と

いう指標がございます。県の資料によりますと、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設及び認知症高齢者グループホームの全国整備率を指数化して、100とした場合に、県平均では105ですが、本市では121となっております。県平均より16ポイント、全国平均よりも21ポイント高くなっております。

さらに、厚生労働省の統計資料では、本市の要支援、要介護者1人当たりの施設の定員は25人となっております。全国及び県平均は15人となっておりますので、本市は10人上回っている状況でございます。

このようなことから、公的な保険制度を運営していくという観点では、施設は充足していると考えております。

以上でございます。

失礼しました。答弁を訂正させていただきます。

先ほど、厚生労働省の統計資料の中で、本市の要支援、要介護者1人当たりの施設の定員は25人と申し上げましたが、正しくは、要支援、要介護者100人当たりの施設の定員が25人ということで訂正をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 認知症に対する事業の問題なんですけれども、けさのNHKのあさイチでも、近い将来5人に1人が認知症を発症するおそれがあるという特別番組を組んでおりました。豊後高田の場合でも、認知症サポート養成者が同規模の自治体では全国1位となった報道もありました。そういう事業については評価をするものであります。

よって、今課長からいろいろと事業をやると言われましたが、何とか住みなれた地域で安心して暮らせるように、早期発見、早期対応という形で努力をしてもらいたいということで次に行きます。

次は、条例では第22号議案になります。

私が3年前と比べてみまして、年間1,020円の負担増となりましたが、これは消費税が8%増額という形で条例から考慮するというので、実際には918円の増が正確です。ここのところの数字を変えてもらいたいと思うんです。

前は120円の基準額を引き下げましたが、今回は170円引き上げるということなんです。何とか基準額をもう少し引き下げるために、所得区分が7段階から9段階になりましたけれども、多いところで私の知る限りでは15段階にするところがあります。うちは下から0.45なんだけれども、まだ0.4とかそれ以

3月12日

下に下げるところも全国的にはあるようです。そのかわり、うちは上が1.7なんだけれども、それを2.何ぼに変えています。だから所得のある人にはそれ応分に負担をしてもらおうと、所得の軽い人については介護保険料を安く抑える方法をとれば、楽ではないかと。大分県中を全部調べてみましたけれど、まちまちなんです。

介護保険料についても、年金から知らないままに天引きされておる、使える年金が少ないというお年寄りの声がありますので、幾分かでも下げてもらいたんだけど。月額で170円値上げすることになりました、これでもう一回引き下げということで条例の見直しをする考えがないのか、市長の見解を求めます。

2つ目は、そのためにも一般会計からの繰り入れしかないんです。県下でも豊後大野市が実施したこともありますし。何でも使える財政調整交付金が30億円ありますから、その一部を使ってでも介護保険料を引き下げるということはやれないことはないのでは、やれないかという質問です。

それから、減免制度についても、これはたしか平成24年だったか、5期の時に一番大幅値上げをしたんです。その時に、永松市長時代によく市独自の減免制度をつくりました。しかし、どれだけ利用されたかという点では、要件が厳しいためにほんのわずかしかないんです。でも、大分が一番大きいです。大分、別府、宇佐、中津とありますけれども、豊後高田の場合は要綱を少し見直しをして、本当に困っているお年寄りに介護保険料は市独自の減免制度で減免するという、その減免制度を充実すべきだと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長、丸山野幸政君。

○保険年金課長（丸山野幸政君） それでは、第22号議案に関するご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の介護保険料の所得区分に関するご質問についてでございます。

まず、平成30年度からの第7期介護保険料につきましては、大変厳しい条件の中で算定してまいりました。65歳以上の皆さんに保険料としてご負担を求めると負担割合の1%の増、国の調整交付金の減少、介護報酬のプラス改定、介護職員の処遇改善等、国の制度改正の影響が非常に大きく、これまでの本市の介護予防等の努力を上回る結果となりまして、基

準月額を170円増額し、5,270円とさせていただきたいということで条例改正案を提案させていただいております。

今年度までの本市の介護保険料基準月額5,100円は、県内で6番目に低い金額でございましたが、今回ご提案している第7期の基準月額5,270円は、私どものつかんでいる情報では、県内で低いほうから3番目となる見込みでございます。

保険料の上昇を抑えるのに使える貯金も、被保険者1人当たり貯金額で比較しますと、県内で4番目に低いという、これも大変厳しい条件の中ではございましたが、市長が提案理由説明で申し上げましたとおり、何とか170円の増額で抑えられたものというふうに思っております。

これも市民の皆様や医療、介護関係者の皆様とともに健康増進、介護予防、自立支援等の取り組みを進めてきた成果であると考えておりますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解をお願いするものでございます。

その上で、1点目のご質問の所得段階に関するご質問にお答えをさせていただきます。

所得段階緩和の基本は、高所得者の方の保険料率の高い区分を独自に設け、かわりに低所得者の方の保険料率を下げるのが基本であると認識をしておりますが、高齢化が進む中で、国は所得の高い方を中心に医療、介護両面から自己負担割合の引き上げや自己負担額の軽減を図るための上限額の引き上げ等、いろんな面で制度の見直しが進められております。

介護保険料の基準月額そのものが県内で低いことや、こうした国の制度改正等を考慮しますと、国の示した標準の段階と保険料率で第7期も運営したいというふうに考えております。

次に、2点目の一般会計からの繰り入れについてでございますが、介護保険の運営は、皆さんからいただく税金と40歳以上の方からいただく介護保険料の法定の負担割合が決まっております。

一般会計から繰り入れるということは、市民の方に法定の負担割合以上のことを求めることになりませんので、そういうことは考えておりません。これからも介護予防等、しっかりと努力してまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の減免制度についてでございますが、現在、第1段階のみ実施されている国による保険料の割引について、第3段階まで拡充して完全実施さ

れるまでの間は、本市の独自減免制度を引き続き実施をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間がありませんので、次に行きます。

社会文教委員会で日本共産党の甲斐明美議員が質疑をしますので続きをやりたいと思います。あとは繰上償還に伴う利息軽減の問題なんです。実は、家で資料を見ましたら、平成6年の議会で私がこの問題を取り上げまして、市には相当な基金があるけれども、基金は大分銀行など安い利息で貸し付けていると。借りているのは6%も7%も高いと、大変な問題じゃないかということの問題にして、地方債などは繰上償還すれば得をするという議論をしました。なかなか市はやらなくて、とうとう当時の総務委員会で先進地を視察をしてきて、学習会を2回して、その結果、総務委員会の名において実施をしまして、一番最初にやったときが96年の9月で、約4,500万円利息が浮くことになりました。

今回佐々木市長になって初めて繰上償還をすることになりましたが、このことで幾ら利息が軽減できるのかという質問です。私の調査では、現在約170億円の起債があります。利息だけでも毎年1年間で約1億5,000万円の利息を払い続けております。よって、今後についても引き続き繰上償還とか有利な国債を購入してやりくりをして、基金の利息を引き上げたり、何とか借金を早くいい方法で片づけていくという努力をしてもらいたいと思います。答弁は簡単でいいです。

○議長（安達 隆君） 財政課長、飯沼憲一君。

○財政課長（飯沼憲一君） 第11号議案中、公債費繰上償還に伴う利息軽減についてのご質疑にお答えいたします。

今回繰上償還を実施したいと考えているのは、民間の金融機関からの借入れ4件で、利率は1.2%から1.75%までで、未償還元金の合計は9,797万5,000円でございます。この9,797万5,000円を繰上償還することにより、この先支払い予定だった401万7,000円の利子が削減されることとなります。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 第26号議案は影響がほとんどないようですので、これは取り下げます。

この時間内でぜひ市民にわかるように説明しても

らいたい。あと8分でできると思うんです。12号議案は過疎計画の変更なんです。これは2年前で、これから5年間どうするかという計画書が議会に出されて、議会で議決をしております。佐々木市長になりまして初めてかなりの変更がありました。市長がかわれば変更するのは当然だと思います。

その中で5つ質問しますので、要領よく答えてください。

一つは、椿堂線市道の改良工事、高島線の道路の改良工事、高島線の防護柵整備工事、入津猫石線の改修工事。

そしてもう一つは、真玉地区の転入者向けの団地の問題です。いつ着工、いつ終わるといぐらいで、事業費はわかっているからいいです。まずそれを答えてください。

○議長（安達 隆君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） それでは、第12号議案についてのご質疑にお答えします。

まず、椿堂線道路改良工事ですが、県道赤根真玉線より椿堂を結ぶ路線であります。本路線については、過去の経過もありますが、地域からの事業を進めてほしいという強い要望などもあり、事業を再開するものであります。平成30年度につきましては、一部工法の検討が必要なため測量を行い、平成31年度より工事着手する予定であります。

次に、高島線道路改良工事と高島線落石防護柵整備工事ですが、長崎鼻と高島地区を結ぶ路線であります。どちらの事業も平成30年度に測量設計を行い、平成31年度に工事着手する予定であります。

次に、入津猫石線道路改良工事ですが、黒松から草地小学校付近の交差点までの路線で、舗装の老朽化が激しいため、舗装の長寿命化計画に基づき、舗装補修工事を行うものです。実施につきましては、平成30年度に工事着手し、施工期間として3カ年を予定しております。

次に、真玉地区住宅団地整備事業ですが、整備箇所としましては、西真玉大村地区で、真玉体育センター北側付近となります。平成30年度に測量設計及び用地買収、開発行為等の必要な手続を行い、平成30年度に工事着手、平成31年度の完成を予定していません。分譲時期につきましては、工事完成後、早い時期に開始したいと考えています。

なお、来年度測量設計を行う事業の事業費や完成時期等の詳細につきましては、今後、測量及び詳細設計を行う中で必要に応じて見直してまいりたいと

3月12日

考えております。

なお、これらの事業は財源に地方債を見込んでおり、地方債の配分が少ない場合などは事業期間が長くなる場合もありますので、あくまで予定ということでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 椿堂線について、これまで何度も地元から強い要望があつて、議会で取り上げてきましたけれども、合併当初は過疎計画に上げられておったんです。ところが、永松市長が途中になって次の過疎区域の改定ではこれを落としました。おかしいじゃないかということで議論してきましたけれども、かなりの公費がかかるということで、こういうことになったんですけれども。

今回、佐々木市長が市長選挙で地元にも約束しておりまして、できるということになってよかつたなというふうに思っております。工法を変えることによってかなり事業費が軽くなると思うんですけど、どれくらい軽くなるんですか、前の予定よりは。

○議長（安達 隆君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） それでは、工法の検討による減額についてのご質疑にお答えします。

この減額につきましては、これから詳細設計、ルート等も検討してまいりたいと考えておりますので、現段階では減額の金額等ははっきりしない状況でございますので、ご理解お願いいたします。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間がないので次に行きます。何とか地元の要望に応じて、早期に立派な道路改良ができることを望んでおります。

次は高島の道路改良工事で、これは起点、終点はどこになるのか。この問題は、議会でも議論になったけれども、その時の答弁では、私の記憶ではなかなか工法も難しいし、莫大な事業費がかかるから難しいと。とりあえず離合箇所をつくったり、側溝にふたをしたりというぐらいだと思うんですけど。今回市長がかわり、やるということなんです。この辺はかなり事業費がかかると思うんですけど、費用対効果をどう見るかということも市民はかなり心配されるんです。時間がないけど、簡単に言えば。

終点、起点をなぜ聞いたかというのは、長崎鼻に入る国道213号の角がカーブしにくい危険でしょう、橋も狭いし。あの辺も含めた改良工事の中に入るかどうかなんです。ここのところは最も急ぐんじゃない

いかと思うんです、入り口のところ。その辺はこの中に入っているのかどうかを聞きます。

○議長（安達 隆君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） 高島線の再質疑にお答えします。

高島線の今回の改良事業の区間としましては、長崎鼻の2車線道路、鋭角にはいつているところから始まる計画でございます。終点につきましては、海岸側、旧養豚場付近までの計画を考えております。

費用対効果といたしましては、長崎鼻とその周辺の周遊ルートというような考えで、観光ルートとして整備をする考えでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 今聞いたら、長崎鼻に行く途中から向こうの養豚場のところまでということなんで、213号線からの入り口を急いでやるということは考えてもらえませんか。

○議長（安達 隆君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） 213号線からの入り口につきましては、以前議会でもご答弁申しましたように、入り口の地権者とお話もできておりません。ということで、現在のところは考えておりません。

以上です。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 終わります。

○議長（安達 隆君） 議案質疑を続けます。4番、甲斐明美君の発言を許します。

4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） おはようございます。4番、日本共産党の甲斐明美です。

1項目め、第11号議案についてです。4つの質疑がありますが、全て減額補正についてです。

- 1、合併処理浄化槽設置整備事業について。
 - 2、ごみ清掃工場運営費について。
 - 3、農地集積支援事業について。
 - 4、活力あふれる園芸産地整備事業についてです。
- 細かい質問も読んだほうがよろしいですか。

○議長（安達 隆君） 読んでください。

○4番（甲斐明美君） 1の合併処理浄化槽の件ですが、1つ目は事業の内容、2つ目は664万4,000円が残った具体的な理由をお答えください。

2のごみ清掃工場運営費ですが、1つ目は焼却残さ処分量が減った理由、2つ目は、243万7,000円は年間焼却残さ処分経費の何%かお答えください。

3、農地集積支援事業ですが、1つ目、1,090万円が残った理由、2つ目は予算の何%が残ったのかお答えください。

4、活力あふれる園芸産地整備事業の野菜対策について、1つ目は2,780万7,000円が残った理由、2つ目は予算の何%が残ったのかお答えください。

○議長（安達 隆君） 環境課長、後藤史明君。

○環境課長（後藤史明君） 第11号議案についてのご質疑にお答えいたします。

初めに、合併処理浄化槽設置整備事業についてでございますが、この事業は生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道等計画区域以外の地域において、合併処理浄化槽を設置する方に対し、費用の一部を補助することで、その設置促進を図るものでございます。

また、その対象といたしましては、専用住宅の新築、または改築に伴って合併処理浄化槽を設置する個人を対象に、補助金を交付しているところでございます。

本年度は60基分の補助金を予算として計上しておりましたが、申請が44基となったため、減額補正するものでございます。

次に、ごみ清掃工場運営費についてのご質疑にお答えします。

ごみ清掃工場より排出される焼却残さ処分量が減った理由についてでございますが、ごみ減量が図れたことにより、ごみ清掃工場へ搬入されるごみ量が減ったことによるものでございます。

なお、今回提案させていただいている減額の金額243万7,000円は、本年度当初予算に計上した処分経費の約15%となります。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 農業ブランド推進課長、藤原博文君。

○農業ブランド推進課長（藤原博文君） では、甲斐議員の第11号議案の農地集積支援事業についてのご質疑にお答えいたします。

本事業では、農地中間管理事業において、新たに担い手へと貸借された農地などが対象になります。

ご質疑の1,090万円が残った理由であります。本事業には、資料の4ページにもありますように、5種類の協力金交付金がありまして、それぞれに要件がございます。

その中で、地域での話し合いがまとまらなかったことなどで、集積率などの要件を満たすことができ

なかったことが主な理由でございます。

次に、予算の何%が残ったかでございますが、予算額が2,000万円でございますので、約54%を減額させていただきます。

また、本年度新規に集積ができた面積は22.8ヘクタールとなっております。

次に、活力あふれる園芸産地整備事業、野菜対策費補助金における2,780万7,000円が残った理由について、お答えいたします。

本事業は、イチゴの既存農家の規模拡大及び新規就農者の経営開始に必要な施設整備と、白ネギの生産安定に向けたかん水施設の設置について、支援を行うものであります。

主な理由としましては、イチゴの遊休施設の移転事業を計画しておりましたが、対象遊休施設の確保が困難になったため実施できなかったことと、新規就農者の施設整備につきましては、経営開始時の費用負担軽減を考慮し、施設の使用の見直しと入札による事業費の減額を図ったことによるものであります。

なお、予算の何%が残ったかでございますが、予算額が1億811万5,000円でございますので、約26%を減額させていただきます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 1番の合併処理浄化槽設置整備事業についてなんですけれども、設置したにもかかわらず補助が受けられなかった家庭というのはあるのでしょうか。

この664万円というのは、5人槽で20基分、7人槽でも16基分の補助に当たりますけれども、全部の家庭が受けられていればいいんですけども、もし補助が受けられなかったところがあるとしたら、業者の指導とか啓発とかをして、たくさん家庭に補助ができるようにしてほしいんですけども、どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 環境課長、後藤史明君。

○環境課長（後藤史明君） 第11号議案についてのご再質疑にお答えします。

この補助金につきましては、対象というのがあります。そういった対象の方であれば、申請された方については市としては補助金を交付していきたいと考えております。

ただし、事前の着工であるとか申請がなかった場合は、この補助金の対象にはなりません。申請され

3月12日

た分については、市としては補助していると理解しているところでもあります。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 先程対象の方で事前にきちっと審査されたり、そうすれば補助ができるということですね。

この事前審査とか、そういったことがわからずにした人もいるんじゃないかなと思うんです。私のところは相当昔なんですけれども、大工さんがこういう書類があるよ、すぐに市役所に行ってくじをして、当時はくじだったんです、それから補助を受けられるようにしなさいというふうに親切に教えてくださったんですけれども。もしかしてそういったことが落ち度で補助がもらえなかったり、こういったことがわからないという方もひょっとしたらいるかもしれないと思うので、できましたら市民に対して啓発、業者の方にも丁寧な指導をするようにしてほしいということです。

合併処理浄化槽というのは、値段がとても高いんです。それで補助をいただけて大変助かるんですけども、設置後も管理料というのがとてもかかります。年間にしたら結構な管理料がかかります。住民負担も大きいので、設置したくてもできないということも考えられますので、市のほうも設置する前の撤去費用などの負担を考えてくれていますが、また何かいい方策がないものかどうか、考えられないでしょうか、お願いします。

○議長（安達 隆君） 環境課長、後藤史明君。

○環境課長（後藤史明君） 第11号議案、再々質疑にお答えいたします。

補助対象者へ向けての啓発につきましては、市報、それからホームページ、ケーブルテレビ等を通じて、事業者に対してもそうなんです、できる限り啓発をして皆さんに知っていただけるよう努めてまいりたいと思います。

維持管理についてでございますが、現状は特に補助等は考えておりません。維持管理は大変重要なことですので、ぜひ努めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 2番目のごみ清掃工場の処分経費のことなんですけれども、焼却残さ、焼却灰のことでしょうか、金属とかいろいろあるんでしょ

うけれど、ごみ清掃工場で処分量が減ったということは、ごみが少なくなったというふうに考えていいと思うんですけれども。市報で最後のページに、1日当たりのごみの量が書いてありまして、目標値とごみのグラム数がずっとあるんですけど、余り減っていないんです。人口が減ったというのもひょっとしたらあるかなと思うんですけれども、この家庭ごみ以外のもの減っているものというのは考えられるのでしょうか。事業系ごみとか、そういったものがあるかどうかお願いいたします。

○議長（安達 隆君） 環境課長、後藤史明君。

○環境課長（後藤史明君） 第11号議案の再質疑にお答えをいたします。

ごみ量が減った理由についてでございますが、これは総ごみ量になりますので、家庭の分、事業系の分も含まれております。

焼却残さにつきましては、燃えた後の焼却灰、主灰と飛灰と2つあるんですが、飛灰のほうになります。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 私もよくわからないんですけど、主灰とか飛灰というのは、埋め立てるときに主灰も飛灰も埋め立てるのでしょうか。リサイクルも一部あるかもしれないんですけども、この埋め立てるものの中にどういったものが含まれているか教えてください。

○議長（安達 隆君） 環境課長、後藤史明君。

○環境課長（後藤史明君） 第11号議案の再々質疑にお答えします。

工場で燃やしたものの後の灰につきましては、主灰と飛灰、その他の燃えないものもあるんですが、現状は主灰につきまして資源化ということで、セメントの資源化をしています。ただ、飛灰についてはまだ資源化ができておりませんので、残ったものについては埋め立てをしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 次に、農地集積支援事業についてです。

無理に集積すべきということではありませんけれども、54%の予算が残ったということです。本市では、集積に適する土地というのは減ってきているのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（安達 隆君） 農業ブランド推進課長、藤原博文君。

○農業ブランド推進課長（藤原博文君） 第11号議案の甲斐議員の再質疑にお答えいたします。

集積していく面積ということで、先に条件のよいところから集積してまいりますので、残っていく土地というのは、やはり条件がよくない土地がだんだん残っていく状況にあります。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再々質疑をします。

まだ個人、個人のつき合いで、年をとったからつくれないということをお願いしたりしているところもたくさんあるんですけれども、先程話し合いがまとまらなかったということは、出したいという希望と貸してもらいたいというところの話し合いがまとまらなかったんだと思うんです。そういったときというのは、継続でやっているのではないかと思いますけど、どれくらいの方たちが希望されているのかお願いします。大ざっぱでいいです。

○議長（安達 隆君） 農業ブランド推進課長、藤原博文君。

○農業ブランド推進課長（藤原博文君） 甲斐議員の再々質疑にお答え申し上げます。

どれくらいというのは、正直なところつかみにくいところであるんですけれども、具体的に地域での話し合いがまとまらなかった理由ということなんですけれども、土地の相続ができていないという例が非常に多くて。地域での実際の出し手と受け手というのは、ほぼ合意がとれているにもかかわらず、土地の相続ができていないというのが具体的な主な理由でございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） わかりました。4番の活力あふれる園芸産地整備事業、この事業に適する条件、この事業の補助が受けられる条件を教えてください。

○議長（安達 隆君） 農業ブランド推進課長、藤原博文君。

○農業ブランド推進課長（藤原博文君） 甲斐議員の再質疑にお答えいたします。

主な条件といたしましては、市が認めた認定農業者というのが主な条件でございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再々質疑を行います。

認定農業者しか補助をもらえないということでしょうか。新規就農者の方も一部いただけるというようなことも聞いておまして。偶然私の知り合いの方もこれでやろうかなと、新規就農でご夫婦でイチゴをやろうかなと思っていただけたけれどもだめだったので、全財産と借金でやらなきゃならないというふうな話を聞いたことがあります。

このような小さい農家、これから始めるとか、認定農業者じゃないけれどやる気のある小さな農家でも活用できるようになるといいと思うんですけれども。今回のこれは県からの条件が決められているからしょうがないのかもしれないんですけども、何かいい方法があれば教えていただきたいと思います。

○議長（安達 隆君） 農業ブランド推進課長、藤原博文君。

○農業ブランド推進課長（藤原博文君） ただいまの甲斐議員の再々質疑にお答えいたします。

認定農業者に加えまして、認定新規就農者も事業の対象となっております。申し添えます。

それから、今回の事業につきましては、できなかったものというのは有機ハウスの物件がどうしても見つからなかったということが一つあります。

新規就農ハウスにつきましては、ハウスの仕様の見直しを行ったということが減額補正の主な理由でございます。新規就農者の方だからできなかったということではありません。その辺をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 活力あふれる園芸産地整備事業の野菜対策について、ありがとうございます、終わります。農業は豊後高田では頑張っていますので、どうかよろしく願いいたします。

2項目めの第29号議案についてです。

財産の無償譲渡について、説明を求めたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（安達 隆君） 農業ブランド推進課長、藤原博文君。

○農業ブランド推進課長（藤原博文君） では、甲斐議員の第25号議案の質疑についてお答えいたします。

財産の無償譲渡について、お答えいたします。

本施設におきましては、平成20年6月から本年度末まで、指定管理にて大分県農業協同組合が運営を

3月12日

行っております。

今回、平成30年度からの米政策の見直しに当たり、ニーズに応じた生産、販売戦略を農協みずからが指導する立場となることから、より弾力的な運営が可能となるよう、また、農業者と直接接する農協が運営することで、農家支援につながるなどから、大分県農業共同組合と協議した結果、当該施設を無償譲渡することで合意が得られたためでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 農協が直接運営したほうが良いということで、市の財産を無償で譲るということになったわけです。直接運営ということで、これまでは市がどれだけかかわっていたのかわからないんですけども、運営はどうなるのでしょうか。

市民が利用するに当たっては、これまでどおりの対応でいけるのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（安達 隆君） 農業ブランド推進課長、藤原博文君。

○農業ブランド推進課長（藤原博文君） ただいまの甲斐議員の再質疑にお答えいたします。

これまで、市が県農協を指定管理ということで指定管理者に定めて、農協運営で行ってまいりました。

今後につきましては、今までどおり農協が管理していきますので、市民の方は何ら変わるところがないということでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） この議案については、土地のことは全く書いてなくて、建物、設備について無償譲渡するとありました。固定資産税、そういったものについてはこれまでと、またこれからはどういうふうになるのか教えてください。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午前11時29分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業ブランド推進課長、藤原博文君。

○農業ブランド推進課長（藤原博文君） 甲斐議員の再々質疑にお答えいたします。

土地につきましては、もともと大分県農協のものでございますので、税金につきましても変わらないということでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 先程の固定資産税の件、わかりました。

3項目め、報第1号について質疑します。

損害賠償の額の決定及び示談について、この件についての説明を求めます。

○議長（安達 隆君） 上下水道課長、早尻真一君。

○上下水道課長（早尻真一君） それでは、報第1号のご質疑についてお答えします。

平成29年6月26日、呉崎石部地区にあります都市下水道石部遊水地の放流側樋門のフラップゲートが正常に閉まらず、海水が逆流する事案が発生いたしました。これによって、遊水地に隣接する水田において、収量が3分の1程度に減少する塩害が生じました。

海水が逆流した原因でございますが、フラップゲートの機能といたしまして、干潮時には開いて遊水地の雨水を放流し、満潮時には海側の水圧によって閉鎖することで、海水の逆流を防ぐものでございますが、当日は2日前にかなりの雨が降りまして、その雨水を遊水地から放流する際に流木を挟み込みまして、完全に閉鎖できない状態となって、満潮時の海水が遊水地のほうへ進入したものでございます。

以上です。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再質疑します。

流木がトラップゲートに挟まって、正常に閉まらず起きた被害ですけれども、結構な額、20万円ぐらいの被害額が出ております。これからも河川や海からの被害が考えられます。現在どのような対策を行っているのか、教えてください。

○議長（安達 隆君） 上下水道課長、早尻真一君。

○上下水道課長（早尻真一君） それでは、再質疑にお答えいたします。

このような事故の再発防止と施設そのものの老朽化の対策といたしまして、昨年8月に流木等の流入を防ぐ金属製の柵を更新をいたしました。また同時に、地元の管理人による定期的な見回り等、その対応手順につきましても改善をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再発防止策をされているということで、金属製の柵とか住民の方にもお願いを

しているということです。これからも南海トラフ地震とか洪水の可能性も多いと思いますので、そういうことも視野に入れて、今後はこのようなことのないように、地域の方もお願いしますけれども、市のほうも巡回活動を強化してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 上下水道課長、早尻真一君。

○上下水道課長（早尻真一君） それでは、再々質疑にお答えをいたします。

巡回の見回りのほうでございますけれど、管理人を市のほうで、非常勤の嘱託職員として任命をいたしておりますので、その方ともよく連携をとりながら、特に大雨等が予想されるとき、また大雨が降った後の見回り等について、強化をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） これで議案質疑を終わります。

○議長（安達 隆君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております第2号議案から第29号議案までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（安達 隆君） 日程第2、予算審査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第1号議案、平成30年度豊後高田市一般会計予算については、18人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案、平成30年度豊後高田市一般会計予算については、18人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月13日午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時37分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議員 安 達 隆

豊後高田市議会議員 安 東 正 洋

豊後高田市議会議員 北 崎 安 行